

はじめに

近年、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症による未曾有の事態が、社会的、経済的に大きな影響をもたらしました。このような中、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠なものであると改めて認識したところでございます。

国連においては、地球上の「誰一人取り残さない」ことをめざし、2015（平成27）年にSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、その目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。国においては、2020（令和2）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市では、2007（平成19）年に策定した「大東市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、2019（平成31）年に10年計画として「第4次大東市男女共同参画社会行動計画～カラフルプラン～」を策定し、諸施策を進めてまいりましたが、施策の進捗を把握するため、令和4年に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する児童等意識調査」を実施しました。その結果、固定的性別役割分担意識などにおいて、意識の変化が見られた一方、現実の生活状況とのギャップから依然として男女の不平等感が根強く残っていることがうかがえ、一層の努力が求められる結果となりました。

このたび、計画の策定から5年が経過し、市民意識調査の結果やこれまでの取り組み内容を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応するため計画の中間見直しを行いました。本計画では、「第4次大東市男女共同参画社会行動計画～カラフルプラン～」の中間見直しであることから基本方向は変更せず、重点施策を強化し、性別にかかわらず、一人ひとりが自らの意思に従ってあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会をめざすため、社会的要請や緊急性の高い課題を計画的かつ効果的に進めてまいります。

今後とも、市民の皆様や事業者や教育関係者など多くの皆様と連携し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、意識調査や貴重なご意見をいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。

2024（令和6）年3月



大東市長 東坂 浩一

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 男女共同参画社会とは	2
2 世界・国・大阪府の動向	3
3 「第4次計画」の取り組みと課題	4
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の目的と期間	10
2 計画の位置付け	10
3 計画の策定体制	12
4 計画の基本理念	12
5 計画の基本的視点	14
6 重点施策	16
第3章 計画の内容	19
1 計画の体系	20
2 施策の内容	22
基本方向Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進	22
基本方向Ⅱ 人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり	33
基本方向Ⅲ 男女共同参画の意識づくり	42
第4章 計画の推進	49
1 推進体制	50
2 数値目標の設定	51
資料	53
1 男女共同参画にかかわる統計データ	54
2 用語解説	64
3 第4次大東市男女共同参画社会行動計画（改訂版）策定経過	68
4 大東市男女共同参画社会行動計画策定委員	69
5 大東市男女共同参画社会推進本部設置要綱	70
6 大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会規則	73
7 大東市男女共同参画推進条例	74

用語解説は、本編中で右肩に*が付いている用語について掲載しています。
また、同一ページ内で複数登場する場合は、最初の用語にのみ*を付けています。